広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	小学校国語科における漢字指導の方針に関する研究 : 小学校学習 指導要領の改訂に着目して
Author(s)	西岡, 智史
Citation	論叢 国語教育学 , 17 : 41 - 50
Issue Date	2021-07-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52310
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052310
Right	
Relation	



小学校国語科における漢字指導の方針に関する研究

―小学校学習指導要領の改訂に着目して―

西岡智史

1 はじめに

令和3年度より本格的に実施される平成29年告示の小学校学習指導要領では、6年間に学習する漢字が20字追加され1026字へと改められた。小学校教育が取り組まなければならない今日の課題としては、道徳や外国語の教科化、あるいはプログラミング学習がしばしば言及されるが、それらとともにこの新しい漢字指導の方針や内容をいかに実施するかという点もまた重要な課題である。そのため、現在の漢字指導の方針が採られることとなった経緯やその目的を充分に分析しておく必要があると考える。

漢字指導に関する最近の研究には、大西愛 (2020) 1、土居正博 (2019) 2、岡墻裕剛 (2018) 3が存在する。それらの研究は漢字指導の現状や教育現場の意見が主な分析対象となっているが、そういった問題を考える際に、教育課程上の指導内容やそのねらいを踏まえておく必要があることは言うまでもない。そこで本稿では、近年のデジタル化や常用漢字表の改訂といった文字をめぐる社会的な問題の影響が、教育課程上の漢字指導の方針・内容にどのように反映されているのか改めて検討してみたい。そのための方法として、本稿では下記の手順を用いて分析を行なうこととする。

- ①小学校学習指導要領解説国語編に着目し、その平成 20 年告示版と平成 29 年告示版との比較を通して最近の漢字指導の動向を教育課程から明らかにする。
- ②『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』(東洋館出版社、2019年)における漢字 指導の、直接的な根拠となった4平成22年の「改定常用漢字表」に着目し、「改定常用漢字表」の 解説書である『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』を分析して、最近の漢字指導の 背景となる要因を検討・指摘する。

この①・②の手順を用いて教育課程上の漢字指導の方針とその傾向の分析を進める。

今回の検討では、義務教育の中でも特に小学校の教育課程を研究対象としている。小学校においては平成 29 年の学習指導要領改訂にともなって「学年別漢字配当表」(いわゆる教育漢字)も改定がなされている。従って、元来「学年別漢字配当表」がなく、どの学年でどの字を学習するかが明確には言及されていない中学校学習指導要領よりも小学校の教育課程の方が、漢字指導の動向を分

¹ 大西愛「国語 小学校高学年における効率的・効果的な漢字指導に関する考察: 習熟しにくい既習漢字の抽出 調査から」『教育実践研究』30、上越教育大学学校教育実践研究センター、2020 年、pp.1-6。

² 土居正博「漢字指導法に関する基礎的研究: 現在の漢字指導に関する問題点の整理を中心に」『国語教育探究』 (32)、国語教育探究の会、2019 年、pp.34-41。

³ 岡墻裕剛「「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」と漢字指導について」『神戸女子大学教職課程研究』(1)、神戸女子大学教職支援センター、2018 年、pp.1-4。

^{*} 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』(東洋館出版社、2019年、p.9)において、漢字指導の改善・充実が常用漢字表の改定を踏まえたものであることが言及されている。

析することに適していると考えられる。

ここで本稿の検討を始める前に、参考として国語教育学における漢字学習研究の動向を示してお きたい。

国語教育学研究の動向が整理されている『国語科教育学研究の成果と展望 II』 5では、漢字学習において 2000 年代に入ってからの 10 年間の「もっとも大きな出来事は 2010 (平成 22) 年の常用漢字表の改訂である。」と指摘されている。すなわち、明治以来のわが国では多少の揺り戻しこそあれ長期的には日本語表記の平明化を求める傾向が続いていたが、その傾向が 2000 年代以降、文字のデジタル化という大きな影響によって変化し、2010 年には常用漢字表の改訂・新常用漢字の増加という結果に現れた、という指摘である。そして『国語科教育学研究の成果と展望II』ではその指摘を踏まえて、「漢字学習の課題と展望」として「デジタル化社会における漢字学習のあり方」が急務であることが提起されている6。

こうした先行の指摘を踏まえつつ、本稿では先述した方法で小学校学習指導要領における漢字指導の方針を検討し、そこに考察を加えておきたい。なお、その漢字学習研究の動向を踏まえた上で本稿の検討から予想される結果としては、教育課程上の漢字学習においてデジタル化社会への対応が徐々に進展している点がまず推測される。

2 小学校学習指導要領解説国語編における漢字指導の方針

2-1 平成20年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』における漢字指導の方針

『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』(東洋館出版社、2019 年)を検討するに 先立って、本項ではまず改訂前の平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』(東洋館出版 社、2015 年)における漢字指導の方針を検討しておきたい。

平成 20 年告示小学校学習指導要領の改訂の趣旨を端的に述べると、「知識基盤社会」への対応と 指摘することができる⁷。平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』「第1章 総説」の「2 国語科改訂の趣旨」では、改訂の根拠となった当時の「中央教育審議会答申における国語科の改善の基本方針」が引用されているが、そこで漢字学習については次のように言及されている。

漢字の指導については、実生活や他教科などの学習における使用や、読書活動の充実に資する ため、確実な習得が図れるよう、指導を充実する。⁸

この中央教育審議会の方針を受けて、小学校学習指導要領の側では「改善の具体的事項」として、 漢字の指導に関して次のように示されている。

(ウ) 漢字の指導については、日常生活や他教科等の学習における使用や、読書活動の充実に資するため、上の学年に配当されている漢字や学年別漢字配当表以外の常用漢字についても、必要に応じて振り仮名を用いるなど、児童が読む機会を多くもつようにする。また、日常生活において確実に使えることを重視し、実際の文章や表記の中で繰り返し学習させるなど、児童の習得の実

⁵ 全国大学国語教育学会編『国語科教育学研究の成果と展望Ⅱ』学芸図書、2013 年、pp.295-296。

⁶ 5 に同じ、p.299。

⁷ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 国語編』(東洋館出版社、2015年)、「第1章 総説」の「1 改訂の 経緯」参照。

⁸7に同じ、p.3。

態に応じた指導を充実する。9

この文言では、その改善の具体的事項として「日常生活や他教科等の学習における使用」を重視する立場から「上の学年に配当されている漢字や学年別漢字配当表以外の常用漢字」についても読む機会を増やすことが示されている。そのため、この文言からは学習する漢字の量が増やされる傾向にあることが読み取れる。

また、学年別漢字配当表以外の常用漢字については、「読む機会を多く」することや「実際の文章や表記の中で繰り返し学習させる」ことが示されている一方で、この中央教育審議会の方針に関する上記の引用箇所 (8・9) から漢字を「書く」ことに関しての言及が読み取れないことは特徴的である。その点に着目すると、平成 20 年告示の小学校学習指導要領の時点で、デジタル端末で漢字を読み、意味を理解して使用する能力、つまりデジタル化社会への対応という日常生活での使用を考慮した改善が重視されていたことが指摘できる。

続いて同じく「第1章 総説」の「3 国語科改訂の要点」では、先に指摘した中央教育審議会の「改善の基本方針」及び「改善の具体的事項」に基づいて改訂された小学校学習指導要領国語編の内容が示されている。その「3 国語科改訂の要点」の「(7)文字指導の内容の改善」では改善に至った理由について、「日常生活や他教科等の学習における使用や、読書活動の充実に資することを重視して改善を図っている。」10と説明されている。その具体的な改善点は、以下の2点に要約することができる。

①読みの指導において「上の学年に配当されている漢字や学年別漢字配当表以外の常用漢字についても、必要に応じて振り仮名を用いるなどして児童が読む機会を多くもつようにする」こと。 ②書きの指導においても、配当された漢字を「文や文章の中で使う」こと。

この2つの改善の理由については、「日常生活において確実に使えることを重視し、実際に文章を書く中で繰り返し学習させるなど、児童の習得の実態に応じた指導を充実するためである。」と説明されている。この箇所では「書く」ことに関する言及が看取でき、その実用面での指導を重視していることが読み取れる。

以上、本項では平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』における漢字指導の方針を 検討した。本項の検討は以下のように要約できる。

○平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』においては、「知識基盤社会」の観点から 漢字指導の方針の改善が進められ、日常生活(主にデジタル化への対応)や他教科等の学習に おける使用、読書活動の充実に資することが特に重視されている。漢字を「読む」学習に関し ては、量が増やされる傾向にあることが読み取れる。

2-2 『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』に示された漢字指導の方針

前項で指摘した平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』の漢字指導の方針に対応して、本項では『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』の漢字指導に関する文言を検

⁹7に同じ、p.5。

¹⁰ 7に同じ、p.8。

計する。

まず、平成 29 年告示の小学校学習指導要領の特色を端的に挙げるとすれば、社会構造の変化に対応した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を指摘することができる。その『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』では、学校教育が対応すべき社会情勢としては「グローバル化の進展や絶え間ない技術革新」「人工知能(A I)の飛躍的な進化」といった文言で説明がなされているが、その観点の基本的な立場はグローバル化や情報技術が言及されている点で、平成 20 年告示小学校学習指導要領の「知識基盤社会」の延長上にあると考えて差し支えないであろう。

次にこの『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』における漢字指導の方針の変更点について着目してみる。「第1章 総説」「2 国語科の改訂の趣旨及び要点」の「(2)学習内容の改善・充実」の「⑤漢字指導の改善・充実」によると、具体的な変更点は以下の2点に要約できる。

- ①都道府県名に用いる漢字 20 字を「学年別漢字配当表」の第4 学年に加える。
- ②児童の学習負担に配慮し、第4学年、第5学年、第6学年の配当漢字及び字数の変更を行なう。

①で第4学年に追加された漢字は「第2章 国語科の目標及び内容」第2節(国語科の内容)の「2 [知識及び技能]の内容」の「(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項」¹¹に示されている。具体的には以下のとおりである。

・第4学年…都道府県名に用いる漢字 20 字(茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、 鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜)、これまで第5学年に配当されていた漢字4 字(賀、群、徳、富)、これまで第6学年に配当されていた漢字1字(城)

次に②についてであるが、同じく「第2章 国語科の目標及び内容」第2節の2の「(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項」では「これに伴い、各学年における児童の学習負担に配慮して、32字の配当学年を移行した。」と示されている。ここで参考のために、移行された漢字とその配当学年を具体的に以下に示しておく。

- ・これまで第4学年に配当されていた漢字のうち21字(囲、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、 史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴)を第5学年に、2字(胃、腸)を第6学 年に移行する。
- ・これまで第5学年に配当されていた漢字のうち9字(恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預) を第6学年に移行する。

「第1章 総説」の「2 国語科の改訂の趣旨及び要点」の「(2) 学習内容の改善・充実」の「⑤漢字指導の改善・充実」において、①と②の変更は中央教育審議会答申¹²を根拠としている

11 文部科学省『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』(東洋館出版社、2019 年、p.18) 参照。
12 『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』で引用されている中央教育審議会答申の箇所を以下に示しておく。

ことが記述されている。また、その答申引用箇所によるとこの変更は「常用漢字表改定(平成22年)、児童の日常生活及び将来の社会生活、国語科以外の各教科等の学習における必要性」を踏まえたものであることが示されている。ここで述べられている「児童の日常生活及び将来の社会生活」とは、先述した漢字指導の方針の変更点を踏まえると具体的には地名漢字の使用や文字文化のデジタル化を指していると考えられる。一方で、そこでは漢字指導の方針の変更点と今時の学習指導要領改訂で注目された授業改善(「主体的・対話的で深い学び」の実現)との直接の関連は言及されていない。

なお、この平成 22 年の常用漢字表改定は国語教育史上の漢字学習の転換点と見なされる¹³。すなわち、学校教育成立以来、多少の抵抗や揺り戻しこそあれ、一貫して漢字・漢語の簡便化の方針が図られる傾向にあったものが、ここで常用漢字の増加が明確に示されるようになったからである。この漢字学習の転換について、『国語科教育学研究の成果と展望 II 』 ¹⁴では国語教育の国際化が考慮されていないという問題点が指摘されている。しかしながら、『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』において「児童の学習負担に配慮」なる文言が用いられているところと、「各学年における児童の学習負担に配慮して、32 字の配当学年を移行した」という部分に着目すると、小学校学習指導要領では漢字学習の簡便化に考慮し、また学習者の多様化(国際化を含む)にも一定の配慮を示していると見なすことが可能であろう。

以上、本項では『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』の漢字指導の方針について検討した。本項の検討を要約すると、次のようになる。

○『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』では、都道府県名に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えられるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4学年、第5学年、第6学年の配当漢字及び字数が変更された。この変更は「常用漢字表改定(平成22年)、児童の日常生活及び将来の社会生活、国語科以外の各教科等の学習における必要性」を踏まえたものであり、今時の学習指導要領改訂で注目された授業改善(「主体的・対話的で深い学び」の実現)との直接の関連は言及されていない。

2-3 新旧小学校学習指導要領解説国語編の比較分析

前項までの検討を踏まえて、本項では『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』 と平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』の漢字指導の方針を比較し、そこから改めて 分析を加えることとする。

まず新旧の小学校学習指導要領解説国語編の共通点としては、次の点が挙げられる。

- ①漢字の学習内容は増加傾向にあること。
- ②日常生活での使用を重視していること。具体的には漢字を読むことと、学習した漢字を文章中で 使うことを重視することが示されている。

[「]漢字指導の改善・充実の観点から、児童の学習負担を考慮しつつ、常用漢字表の改定(平成22年)、児童の日常生活及び将来の社会生活、国語科以外の各教科等の学習における必要性を踏まえ、都道府県名に用いる漢字を『学年別漢字配当表』に加えることが適当である。」(11に同じ、p.9。)

¹⁴ 全国大学国語教育学会編『国語科教育学研究の成果と展望Ⅱ』学芸図書 2013 年

まず①についてであるが、平成 20 年告示『小学校学習指導要領解説 国語編』においては、読みの指導において「上の学年に配当されている漢字や学年別漢字配当表以外の常用漢字についても、必要に応じて振り仮名を用いるなどして児童が読む機会を多くもつようにする」ことや、書きの指導においても配当された漢字を「文や文章の中で使う」ことが示されていた。同様の内容は、『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』においても中央教育審議会答申の引用で示されていた。15

次に②についてであるが、今時の学習指導要領改訂で注目された授業改善(「主体的・対話的で深い学び」の実現)と関連づけた記述は明確にはなされていないが、学習した漢字を主体的・対話的に用いる学習活動を想定してみると、「主体的・対話的で深い学び」との関連を見出すことは可能であるう。

この①・②の背景としてまず考えられることは、「知識基盤社会」以来、要求される情報量増加 の流れが社会の側に存在していたことである。そのため、デジタル化への対応は平成 29 年告示版に おいても継続して進められていくこととなる。

また、①・②の背景として、その実際的な使用や応用を考慮した漢字指導の方針とPISA型学力観との共通点を指摘することができる。つまり、PISA(OECD生徒の学習到達度調査)で調査されるといわれる「キー・コンピテンシー」の概念(単なる知識や技能ではなく課題解決能力が問われる)との関連である。

さらに、①・②の方針は学習者の側の課題(2000 年代以降提起されてきた学力格差などの問題)への対応につながることも考えられる。学習した漢字を日常生活の場面で主体的に使いこなす能力は、社会適応能力の育成と関連している、という見方である。平成 29 年告示版では「主体的・対話的で深い学び」が謳われており、習得した知識を日常生活において主体的に使いこなせるようになることは考慮されていると言える。つまり、漢字の学習量が増加したことを単に日本語表記平明化からの逆行とのみとらえるのではなく、むしろ学習者側の課題(学力低下や応用力の不足など)に対応しうるものとして位置づけることが可能である。

一方、『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』で新たに加えられた点に着目した場合、平成 29 年版の方に常用漢字表改定(平成 22 年)の方針が具体的に取り入れられ、都道府県名に用いる漢字 20 字が「学年別漢字配当表」の第 4 学年に加えられたことが挙げられる。この改訂にともなって漢字学習量の増加は明確となったが、この追加は先ほど指摘した新旧の小学校学習指導要領解説国語編における漢字指導の方針の共通点①・②に沿ったものであろう。

3 『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』における漢字指導に関する指摘

前節で分析した『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』の文言を踏まえると、平成 22 年の「改定常用漢字表」が『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』における漢字学習の方針の根拠となっていることは明らかである。そこで、本節では「改定常用漢字表」の解説書である『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』(平成 28 年文化審議会国語分科会)に着目し、漢字指導の方針の背景となった近年の漢字使用の課題を検討してみたい。

まず、『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』の概要に関して、その本文中では次のように示されている。

-

^{15 12} に同じ。

当方針は、情報化の進展に伴う情報機器の広範な普及が人々の漢字使用に及ぼす影響などに対応して改定された常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)の「(付)字体についての解説」(p.201参照)の内容に関して、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。16

つまり『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』には、改定常用漢字表の付録の解説を「より分かりやすく具体的に」説明する文書であるという位置づけがなされている。

ここで、その内容構成についても確認しておく。『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』の本文は3つの章で構成されており、まず第1章「常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方」では「常用漢字表」の基本方針が示されている。続いて第2章「明朝体と手書き(筆写)の楷書との関係」では書写についての解説、第3章には「字体・字形に関するQ&A」が収録されている。なおそれらの章立てとは別に前文(「はじめに」)、終わりには「字形比較表」「参考資料」などが付されている。そういった内容を総合してみると、常用漢字表の改定の経緯や『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』の漢字学習の方針の背景を検討する上では適当な公的資料であると考えられる。特に本節では、「常用漢字表」の方針やその背景が解説されている第1章に注目し、検討を進めてみる。

まず、『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』では、今日の漢字使用の課題として第1章「常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方」の「1 当指針の基本的な考え方」において、次のように指摘されている。

近年、社会の変化とともに、長い歴史の中で培われてきた漢字の文化にも変化が見られるようになっている。そのうち、特に漢字の字形に関して、手書き(筆写ともいう。以下同様。)文字と印刷文字(情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。)との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向などが生じている。¹⁷

このように、かつての当用漢字表とそれを引き継いだ常用漢字表は、60 年以上にわたって国語施策の一環として字体・字形に関する考え方を示してきた。しかし、先にも述べたとおり、伝統的な漢字の文化が理解されにくくなり、手書き文字と印刷文字の字形のどちらか一方が正しいとみなされたり、本来は問題にしなくてもよい漢字の形状における細部の差異が正誤の基準とされたりするといった状況が生じている。

文化審議会国語分科会は、上記のような漢字の字体・字形に関する社会状況の改善を国語施策の課題であると捉え、当方針を作成するものである。¹⁸

上記の引用箇所においては、具体的な漢字使用の課題として主に次の2点が指摘されていると要約することができるだろう。

①手書き文字と印刷文字との違いが理解されにくくなっていること。

¹⁶ 文化庁(文化部国語科)編集・発行『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』2016年、p.5。

¹⁷ 16 に同じ、p.5。

¹⁸ 16 に同じ、p.6。

②文字の細部に必要以上の注意が向けられること。

これら2つの課題を換言すると、手書き文字よりも印刷文字の影響が大きくなってきていること、つまり、デジタル化の進展により情報機器等の画面上に表示される文字の影響力が大きくなり、その影響が手書き文字の方に及んでいる例が見られるということであろう。

また、同じく第1章の「3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題」の「(1)「国語に関する世論調査」の結果」には、次のような指摘がなされている。

さらに、手書きする際には手書きの習慣に従ってよく、印刷文字の形のとおりに書く必要はないということを知っているかを尋ねた問いに対して「よく知っていた」、「何となく知っていた」を合わせた「知っていた(計)」と回答した人は、全体の3割程度(32.2%)であった。一方、「知らなかった」は6割台半ば(65.7%)であった。文字を手書きする際には、印刷文字とは別の習慣に基づいた書き方をしてよいということが、社会において、十分に理解されていない状況がうかがえる。 19

この引用箇所でも、今日の日本社会の側において手書き文字よりも印刷文字が優先しているという現実が指摘されている。この問題を学校現場の具体例と関連づけるとすれば、手書き文字でも明朝体の字形で書こうとする生徒がしばしば見られるようになったことが挙げられるであろう。

なお、同じく第1章の「3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題」の「(2)学校教育における漢字指導に関する意見聴取の内容」で以下のように指摘されている。

実際の教育現場では、使用する教科書やそれに基づく教材等に示された字形は誤りとする評価が行われることがある。そのような評価は、上記の学習指導要領解説や文部科学大臣政務官通知等の内容に基づいて、指導の状況や場面を踏まえた教育上の配慮として行われるものである。しかし一方で、「字体についての解説」についての理解そのものが十分に広がっておらず、その内容が知られないまま、指導に当たっている場合があるとの指摘もなされた。²⁰

上記の引用箇所の指摘から推しはかると、教員の側もまた「字体についての解説」についての理解そのものが充分ではなく、その内容が知られないまま指導に当たっている場合がある。そういった事象が見られるのは実際の教育現場においては最近に限ったことではないのかもしれない。しかしながら、児童生徒や一般的な社会人だけでなく世代交代が進む教師においても理解が充分でない例が見られるという点は、デジタル化が進展した今日では特に注意を要する課題と考えられる。

さらに『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』では漢字使用の現況を指摘するにとどまらず、今後の漢字文化の動向を予測する文言も存在している。第1章の「5「漢字を手書きすることの重要性」(改定常用漢字表)との関係」の「(2「国語に関する世論調査」に見る、文字の「手書き」についての日本人の意識)」には、世論調査の結果をもとにして次のような指摘がなされている。

¹⁹ 16に同じ、p.11。

²⁰ 16 に同じ、p.12。

情報化社会の進展により、今後、手書きする機会が更に減っていくことが予想される21

しかしながらその一方で、世論調査の結果から「多くの人々が手書きの習慣を今後も守るべきであると考えるとともに、手書きの文字に対しては印刷文字の役割以上のものを期待する場合があることがうかがえる。」²²と結論づけられている。そのため、まず教員の側で字体の方針について理解すること、さらに漢字文化への理解を深めることは今後の継続的な課題として残されていると考えられるのである。

以上、本節では『常用漢字表の字体・字形に関する指針 (報告)』(平成 28 年文化審議会国語分科会発行)をとり上げて、漢字指導の方針の背景にある近年の漢字使用の課題を検討した。本節の検討を要約すると、次のようになる。

○『常用漢字表の字体・字形に関する指針 (報告)』では、今日の日本社会における具体的な漢字使用の課題として、①手書き文字と印刷文字との違いが理解されにくくなっていること、②文字の細部に必要以上の注意が向けられること、の主に2点が指摘されているといえる。また、その問題が教育現場において児童生徒だけではなく教員の側にも見られることが挙げられている。さらに今後の漢字文化の動向としては、情報化社会の進展によって手書きする機会が今後更に減っていくという予想がなされている。その一方で世論調査の結果から、手書きの習慣自体は今後も残ると考えられることと、手書きの文字に対しては印刷文字の役割以上のものを期待される場合があることが指摘されている。そのため、学習者のみならず教員をも含めて、字体の方針や漢字文化への理解を深めることが今後の継続的な課題として残されていると考えられる。

4 おわりに

まず、ここで以上の検討で明らかにしたことを要約しておく。

新旧(平成 29 年告示・平成 20 年告示)の小学校学習指導要領解説国語編の共通点としては、漢字学習の内容が増加傾向にあることと、日常生活での使用(具体的には漢字を読むことと、学習した漢字を文章中で使うこと)が重視されていることを分析した。このことの背景として、第一にデジタル化社会(知識基盤社会)における情報量(文字の種類や量)の増加を指摘し、第二にPISA型学力観の影響と漢字の日常生活での使用重視との関連を指摘した。PISA(OECD生徒の学習到達度調査)では単なる知識や技能ではなく課題解決能力が問われているため、漢字学習の領域においても日常場面での使用や応用が重要視されるようになったという見方である。また第三に、今日の学習者の側の課題(2000 年代以降提起されてきた学力格差などの課題)への対応につながる可能性を指摘した。

一方、『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説 国語編』で新たに加えられた点に注目すると、平成 29 年版の方に常用漢字表改定(平成 22 年)の方針が具体的に取り入れられ、都道府県名に用いる漢字 20 字を「学年別漢字配当表」の第 4 学年に加えられたことが挙げられる。この「学年別漢字配当表」の漢字追加は漢字の学習内容の増加・日常生活での使用重視という点で、新旧両方の小学校学習指導要領解説国語編における漢字指導の方針に沿ったものであることを指摘した。

-

²¹ 16に同じ、p.16。

²² 16に同じ、pp.16-17。

以上の検討を踏まえて、現時点の小学校国語科における漢字指導の課題について考察を加えてお く。

まず現在の漢字指導の課題としては、『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』にも述べられていたように、社会の変化にともなって学習者のみならず教師の側も手書きの文化や漢字文化が分からなくなってきている恐れがあることが挙げられる。漢字は日本語表記の主要な文字であるため、これは国語教育においても重要な問題であるといえるであろう。ただし、今日ではこれと同様の課題が(例えば「我が国の言語文化に関する事項」など)漢字指導以外の学習内容にも存在しうるものと考えられる。また、小学校学習指導要領の「学年別漢字配当表」の改定が実際の学習指導にどのように関わるかということも今後の課題である。今回都道府県名に用いる漢字 20 字が小学校の学習漢字に加えられ、そこに他教科との関連などが示されているが、具体的にどの程度関連させることができるのかということである。例えば、「常用漢字表」や小学校学習指導要領の「学年別漢字配当表」に新たに追加された字がある反面、あまり使われなくなった字が「常用漢字表」から削除されたことに着目すると、産業構造の変化やそこで求められている知識の移り変わりを見て取ることができるであろうし、そういった改定が今後の指導内容に影響を及ぼす可能性は推測できる。なお、本研究の今後の課題としては、中学校における漢字学習の展開や「我が国の言語文化に関する事項」といった他の学習項目との関連を明らかにすることなどが考えられる。

参考文献

- ・大西愛(2020)「国語 小学校高学年における効率的・効果的な漢字指導に関する考察: 習熟しに くい既習漢字の抽出調査から」『教育実践研究』30 上越教育大学学校教育実践研究センター
- ・土居正博 (2019)「漢字指導法に関する基礎的研究: 現在の漢字指導に関する問題点の整理を中心に」『国語教育探究』(32) 国語教育探究の会
- ・岡墻裕剛(2018)「「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」と漢字指導について」『神戸 女子大学教職課程研究』(1) 神戸女子大学教職支援センター
- ·文部科学省(2019)『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』東洋館出版社
- ・全国大学国語教育学会編(2013)『国語科教育学研究の成果と展望Ⅱ』学芸図書
- 文部科学省(2015)『小学校学習指導要領解説 国語編』東洋館出版社
- ・文化庁(文化部国語科)編集・発行(2016)『常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)』

(奈良県立畝傍高等学校)